



山賀協ニュース

発行者 山梨県貿易振興協議会
 事務局 山梨県産業交流課内
 〒400-8501甲府市丸の内1-6-1
 Tel 055-223-1550 Fax 055-223-1551
 URL <http://www.eps1.comlink.ne.jp/~boueki/>

新年情報交換会を開催

「中小企業国際化セミナー」参加後、活発な意見交換

平成14年1月21日(火)、14社20名が参加してベルクラシック甲府において新年情報交換会を開催しました。

当日は、中小企業総合事業団と(財)やまなし産業支援機構主催の「成功する中国進出・失敗する中国進出 - 違いはどこにあるのか - 」と題した中小企業国際化セミナーが開催されました。会員の皆さんはこれに参加後、会場をかえ情報交換会に参加しました。上原会長のあいさつ後、人事異動による交代後初参加となった東京税関山梨派出所の田村所長から「輸入手続の迅速さや物流コストの軽減など、内陸通関には多くのメリットがある。この制度の活用を。」との話をいただきました。



この後、交流会に入り、セミナーのテーマである中国の状況について、情報交換が行われました。また、協議会として実施できなかった「広州交易会」への参加事業について個別に参加した会員の話に耳を傾けていました。

さらに、新たな視察希望の話やホームページの充実など、協議会の事業の方向性についてたくさんの意見が出ました。



「貿易フェア」開催

平成14年11月9日～10日の2日間、昭和町のオギノ昭和ショッピングモールJOYにおいて、9社の出展により初めての「貿易フェア」を開催しました。(出展者と主な出展物は別表のとおり) 普段輸入・卸のみを行っている会員も直接販売を行っていました。

また、東京税関による税関啓発コーナーや税関相談コーナーを開設し、ブランド品の本物と偽物の展示やワシントン条約に基づく輸入禁止品の展示と説明がありました。特にブランド品の展示ではショッピングに訪れたお客様の目を引き、中には熱心に見分け方を尋ねている方もいました。

出展者及び主な出展品

- (株)萩原トレーディング商会(宝飾品)
- (有)ティーアンドケー企画(四つ葉のクローバー製品)
- (株)ちぼり[リープフラオ](ドイツ製トリュフチョコレート)
- (有)インターマート(ココナツ製のテーブルウエア)
- 江原建設(有)[石の山崎](大理石テーブル)
- K's TABLE(ペルシャ絨毯)
- 本坊酒造(株)(輸入ワイン)
- 太興紙業(株)(書道用品)
- (有)オールドフ(銀製テーブルウエア)

JOYのセンターコート
ト 全面を使用しました



ブランドコーナーは人気

説明にも力が入ります



ピーターの目

山梨貿易相談センターアドバイザー ピーター・マウントフォード

=== キンバリー・プロセス ===

「紛争ダイヤモンド」とダイヤモンド原石の証明制度

去年の2月アンゴラ軍は反政府勢力のリーダー、ジョナス・サヴィンビを射殺。独立以降27年続いたアンゴラ内戦が閉幕しました。アンゴラ内戦では50万人が犠牲者となり、400万人の難民が生まれたといわれています。90年代に国際社会が平和解決に動いたにもかかわらず、内戦が激化、深刻化していました。ダイヤモンド原石の取引が反政府勢力の紛争資金源になったことがこの要因の一つです。

「紛争ダイヤモンド」といわれ、アンゴラ以外にシエラ・レオネやコンゴ民主共和国の内戦の資金源として指摘され(www.globalpolicy.org/security/issues/diamond/)、国連安保理においては、

不正取引が国際平和と安全に対する脅威となっているとの一連の経済制裁決議が採択されました。これと並行して、ダイヤモンド原石の取引規制の検討を目的とする「ダイヤモンド・テクニカル・フォーラム」が開催されました。これがキンバリー・プロセスと呼ばれます。昨年11月にダイヤモンド原石の国際取引に関する基本的な国際証明制度を定めた「枠組文書」が採択され2003年1月1日に導入されました。

対象となっている品目は、ダイヤモンド原石(宝飾用・工業用とも)です。この品目について、「キンバリー・プロセス証明書(各参加国が発行するカラット等が記載された証明書)」が添付されていない場合、輸出入が禁止されます。つまり、輸入する際に「キンバリー・プロセス証明書を添付」という契約条件が必要となり、輸出する際に経済産業省に輸出承認申請を事前に行わなければなりません。加えて、輸出入するため変更不能の容器を使う必要があり、キンバリー・プロセスと非参加国とのダイヤモンド原石の輸出入は禁止されています。

詳しい情報は経済産業省のホームページ(www.meti.go.jp/topic/data/e21227aj.html)



税関山梨派出所情報



外国へ品物を郵便で送るにはどうするの？

最近、郵便による品物の輸出について問い合わせをいただくようになりましたので、外国郵便を利用する場合の輸出手続きについて説明します。

外国へ郵便物を送る場合、名あて国での通関を容易にするために郵便局に備えてあるグリーンラベルと呼ばれる「税関票符」又は「税関告知書」に必要事項を記載して郵便物に添付し、郵便局に差し出してください。

郵便局に差し出された郵便物は、税関の外郵出張所が置かれている郵便局（これを通関局といいます。）に送られ、税関検査が行われた後、外国へ送り出されます。

《早く届くようにするには》

1. 受取人の住所、氏名、税関票符又は税関告知書の必要事項は、その国で通用する言語で、詳しく、明瞭に記載して下さい。
2. 「ギフト」、「商品見本」などの別を郵便物表面に明記してください。

次に、税関検査について説明します。税関検査は通関局で行われますが、この税関検査のときに関税関係法令以外の法令により輸出の許可・承認が必要とされる品物があった場合には、税関外郵出張所から「輸出郵便物の通関手続について」という「はがき」が送付されますので、そこに記載されている手続を行ってください。

なお、郵便物を郵便局に差し出す前に、税関外郵出張所又は最寄の税関出張所などであらかじめ検査を受けることができます。これを「事前検査」といいます。この検査が終了すると税関では郵便物に「事前検査済印」を押印し、封印します。これをそのまま郵便局に差し出せば、原則として開披検査は行われずにそのまま外国

へ送り出されることとなります。

また、税関で輸出の確認を受けておきませんと、関税、消費税などの減免税、戻し税を受けられない場合があります。

たとえば、加工又は修繕のため輸出し、再輸入の際に減税の適用を受ける場合には、

1. 「加工・修繕輸出貨物確認申告書」
2. 「加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類」

（輸出貿易管理令第2条第1項第1号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認書又は加工、修繕に関する契約書。ただし、修繕のため輸出する貨物であって、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の事実を証明し得る書類）

3. 輸入の際に貨物の同一性の確認をするための書類、ただし、貨物に付された識別番号等によりその同一性が確認できる場合には不要。

を税関外郵出張所又は最寄の税関出張所などに提出し、貨物の確認を受けてから輸出する必要があります。

以上が外国郵便を利用して品物を輸出する際の税関手続になりますが、東京税関山梨政令派出所では外国郵便にかかる業務を行うことができません。従って、説明のなかにありました「事前検査」についても同様であり、同検査を受ける場合は税関外郵出張所又は最寄の税関出張所において行っていただくこととなります。

東京税関山梨政令派出所

055 - 253 - 1281

税関へのお問い合わせ、ご連絡は税関相談官まで

東京税関	03 - 3529 - 0700
成田税関支署	0476 - 34 - 2128
成田航空貨物出張所	0476 - 32 - 6020
東京外郵出張所	03 - 3241 - 6652

J E T R Oからのお知らせ

- J E T R Oの海外情報ファイルを御活用ください!! -

ジェットロ海外情報ファイル(J E T R O - F I L E)は、世界各国の貿易・投資に関する確かな情報を提供するため、海外とのビジネスを行う日本企業に対して世界各国の貿易・投資に関する最新情報を提供する公開サイトです。

世界61カ国・地域(2001年10月現在)を対象とし、各国の概要のみならず貿易・投資に関する制度を網羅しています。また、貿易・投資に必要な手続等を実際の相談事例に沿ってQ & A形式で説明しているコーナーもあります。

利用方法

<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>
にアクセスし、簡単なユーザー登録をして下さい。

(登録にあたりメールアドレスと希望するパスワードが必要となります。)

利用料金は無料です。